

国海技第300号
令和2年2月26日

各 地 方 運 輸 局 長
神 戸 運 輸 監 理 部 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿

(国土交通省) 海事局長
(公 印 省 略)

「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて
(平成15年5月29日付け国海資第95号)」の一部改正について

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについては、
標記通達により運用されているところであるが、今般、同通達の一部を下記
のとおり改正し、「特定漁船」を対象船舶として加えることとしたので、よろ
しく取り計らい願いたい。

記

Iの五の7の次に「8 特定漁船」を加え、IIの五の8. をIIの五の9.
とし、IIの五の7. の次に次の一項目を加える。

8. 特定漁船

(1) 対象船舶

次の全ての要件を満たす漁船とする。

(ア) 長さ24メートル未満であるもの。

(イ) 総トン数20トン以上80トン未満であるもの。

- (ウ) 推進機関の出力750 kW未満であるもの。
 - (エ) 機関区域無人化船（船舶機関規則第95条に規定する機関区域無人化船をいう。）又は同規則第92条に定める自動制御装置若しくは同規則第93条に定める遠隔制御装置等によって、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであるもの。
 - (オ) 使用燃料が軽油又はA重油であるもの。
 - (カ) 沿海区域の境界からその外側80海里未満の水域において航行するもの。
 - (キ) 一航海の期間が10日を超えないもの。
 - (ク) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第2項に規定する遊漁船でないもの。
- (2) 船舶職員の指定の内容
機関長の省略
- (3) 許可期間
2年を限度とする。
- (4) 条件
- (ア) 僚船による支援体制が確立されていること。
 - (イ) 省略される機関長の代わりに、機関担当者として、別に定める「認定特定漁船機関部安全講習」の課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者1名を乗り組ませること。
 - (ウ) 省略される機関長の代わりに、機関担当者が乗り組む場合にあっては、認定特定漁船機関部安全講習課程の修了証明書又は認定特定漁船機関部安全講習課程を修了した者と同等以上の能力を有することを証する書面を携行して乗り組むこと。
 - (エ) 機関の保守整備に関する陸上の支援体制が確立されていること。
 - (オ) 事故が発生した場合には、直ちにその内容を許可を受けた地方運輸局等に書面により報告すること。